

2 借入金

(1) 借入金の法的根拠等

一般会計及び各特別会計は財政法及び特別会計に関する法律等に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内において、借入を行うことができます。広義の借入金には、一時的な資金不足を調整するための一時借入金及び財源不足を補うための(狭義の)借入金があります。(狭義の)借入金が基本的に会計年度を跨るものとなるのに対し、一時借入金は、借入の行われた会計年度内に償還されることが原則となっています。

(2) 借入金に関する予算上の取扱い

予算総則に、当該年度における借入金及び一時借入金の限度額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

(3) 借入先

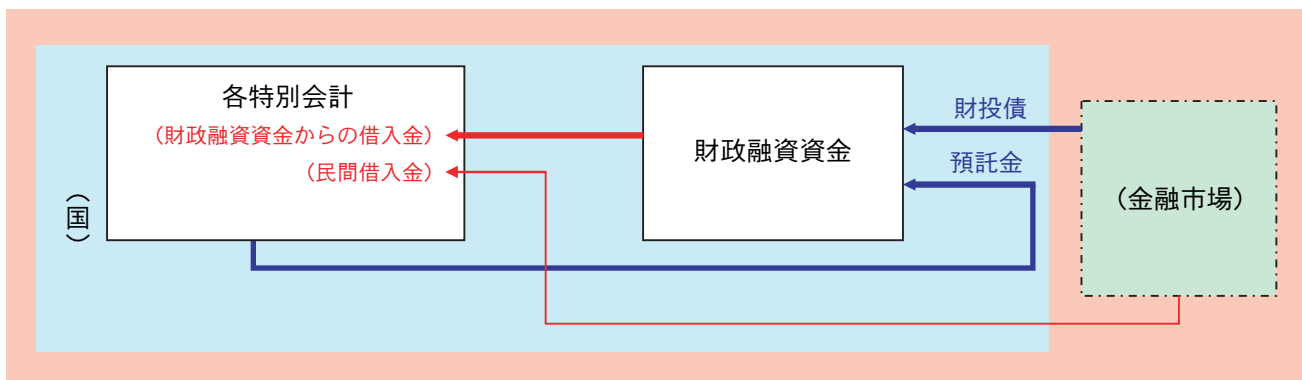
各特別会計は、現在、財政融資資金や民間金融機関等からの借入を行っています。平成22年度末現在、一般会計及び7の特別会計において、財政融資資金からの借入金残高があり、また、3の特別会計において、民間金融機関からの借入金残高があります。

民間金融機関からの借入が、国の民間に対する債務の一部を構成しているのに対し、財政融資資金からの借入は、いわば「国」の部門間での貸借です(👉)。

参照：第1章1(1)B「財政投融資特別会計国債(財投債)」P.36
財務省HP「財政投融資」(制度の解説)

👉 財政融資資金の貸付等に
必要な資金は、財政投融資
特別会計国債(財投債)の
発行及び各特別会計からの
預託金等により調達されて
います。

(図2-25) 特別会計等の財政融資資金からの借入に係る資金の流れ



(4) 民間からの借入金

交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」といいます。）、国有林野事業特別会計（以下「国有林野特会」といいます。）及びエネルギー対策特別会計（以下「エネルギー特会」といいます。）において、民間金融機関からの公募入札による借入が行われています。

A 交付税特会

交付税特会は、地方財政の財源不足額を補填するために借入を行い、その年度の地方交付税の一部に充てています。交付税特会では、平成12年7月以後、こうした借入金の一部を民間金融機関から借入していますが、平成19年度からは新規の借入を停止することとし、既存の債務の返済のための借入のみが行われています。


B 国有林野特会

国有林野特会は、平成10年度に「国有林野事業の改革のための特別措置法」を施行する等の改革を行い、それまでの財政融資資金からの借入に代え、平成10年度から民間金融機関からの借入を開始しました。

この民間金融機関からの借入については、公平性・公正性、透明性を確保するため、平成15年度以降、それまでの協調融資団による方式を改め、公募入札による方式を導入しました。


現在の国有林野特会の民間借入は、既存の債務の返済のための借入であり、新規の借入は行われていません。

C エネルギー特会

「特殊法人等整理合理化計画」に基づき石油公団が廃止され、従来同公団が担っていた国家備蓄事業は国（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、いわゆる石油特会）の直轄事業となりました（）。これに伴い、国家備蓄施設の設置に係る経費等の財源に充てるために、平成16年2月以降、石油特会による借入が行われるようになりました。

平成19年4月に施行された「特別会計に関する法律」に基づき、石油特会は廃止され、同会計に所属する権利義務は新たに設置されたエネルギー特会（エネルギー需給勘定）に帰属することとなりました。

エネルギー特会の民間借入は、既存の債務の返済のための借入であり、新規の借入は行われていません。

 国家備蓄石油は平成15年4月に、国家備蓄施設は平成16年2月に、それぞれ移管されました。